

府中市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務委託仕様書

1 業務名

府中市男女共同参画プラン（第4次）策定業務

2 業務の目的

令和4年7月に改訂した「府中市男女共同参画プラン（第3次）」の計画期間満了（令和8年度末）に伴い、現計画の施策や事業の評価等を行うと共に、その後の社会経済情勢の急速な変化や新たな課題に対応するため、「府中市男女共同参画プラン（第4次）（以下「プラン」という。）を策定する。

なお、プラン策定に当たっては、府中市男女共同参画プラン（第3次）、本市の上位計画となる第5次府中市総合計画、第1期府中市こども計画及びその他関連計画との整合を図り、男女共同参画関係法令並びに国及び広島県の定める基本指針等に沿って行うこととする。

また、当プランは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村推進計画と一体のものとして策定する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 プランの期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで

5 業務内容

(1) 現状把握

- ① 国・広島県の男女共同参画、女性活躍推進に係る動向並びに府中市の上位計画である第5次府中市総合計画及び第1期府中市こども計画、その他関係計画を把握すること。
- ② 男女共同参画に係る施策の進捗について、全庁的なヒアリングを実施すること。

(2) アンケート調査の実施

市内の市民及び企業に対し意識アンケート調査を実施し、市民の男女共同参画に関する意識を具体的に抽出・分析すること。

① 調査対象者

市内に在住する18歳以上の男女（無作為抽出）1,000人
市内の事業所300施設

② 調査方法

アンケートの実施方法については調査票を郵送し、回答の回収は郵送又はWEBにより行うこととし、回収率は50%程度を見込むものとする。なお、調査票の設問内容は市と受託者が協議のうえ決定し、設問数は市民及び企業に対するアンケートのいずれも30問程度とする。

③ 事務分担

アンケート調査に係る事務の分担は次のとおりとし、費用はそれぞれの分担につき負担するものとする。

	府中市	受託者
対象者の抽出	○	
宛名ラベルの出力	○	
アンケート調査項目の設計	○	○
アンケート調査票の作成		○
アンケート調査票の発送		○
アンケートの回収（郵便）	○	
アンケートの集計		○
アンケートの分析		○

④ 集計、分析、報告書の作成

受託者は、アンケート調査結果の集計・分析を行い、調査結果報告書を作成することとし、グラフ等を用いて分かりやすく整理すること。また、当市の現状や課題を把握でき、プラン作成の基礎資料となるものであること。

(3) 府中市男女共同参画プラン策定協議会及び市内会議等運営支援

計画内容を審議するために設置される府中市男女共同参画プラン策定協議会及び内部関係者で構成される各種ワーキング会議等の運営について、資料作成及び協議事項に関するアドバイス等事務局の支援を行うこと。また、本市の求めに応じて担当者が府中市男女共同参画プラン策定協議会及び各種ワーキング会議等に出席し、必要に応じて質疑応答、説明に対応すること。

【予定】○府中市男女共同参画プラン策定協議会

4回開催予定 2時間程度

○庁内ワーキング会議

4回開催予定 1時間程度

(4) 骨子案・素案の策定

① 実施したヒアリング及びアンケートの結果を踏まえ、骨子案を作成すること。作成に当たっては次の点に留意すること。

ア 府中市の地域特性が反映されたものであること

イ 市民が読みやすく、親しみやすいものであること。

ウ 伝えるポイントがはっきりとしていて、分かりやすいものであること。

エ 国・県の方向性及び本市上位計画・関連計画との整合性を確保すること。

オ 適切に効果検証ができる目標であること。

② 骨子案、計画素案に対する男女共同参画プラン策定協議会及び各種ワーキング会議等による意見・審議・検討結果に基づき骨子案等を適宜補正・修正すること。

(5) 情報提供支援（関連例規整備情報提供含む）

計画策定に当たり、国、県等の動向や関連法律の改正を把握し、必要に応じて情報提供すること。

また、他自治体の取組（全国の先進事例や同等規模自治体の取組）について、情報提供すること。

(6) パブリックコメントへの助言・支援

本市が本計画を策定するにあたり実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

(7) 計画書・概要版の作成

表・グラフや挿絵を用いるなど、市民にとってわかりやすく見やすいデザインに配慮し、計画書・概要版を作成する。

(8) 検査

受託者は、全工程が完了すれば業務完了届を提出し、その後完了検査を受け、検査の合格をもって業務を完了する。ただし、完了後、成果品に瑕疵が発見された場合は、必要な処理を受託者の負担において行うものと

する。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 計画書

ア 規格等 A4版、1色刷り（表紙4色刷り）、60頁程度

イ 納入部数 紙媒体を150部、CD-R又はDVD-Rを2部

(2) 概要版

ア 規格等 A4版、4色刷り、8頁程度

イ 納入部数 紙媒体を500部、CD-R又はDVD-Rを2部

※ 電子データのファイル形式はPDFファイルのほか、本市でも編集・活用が可能となることを原則としてMicrosoft Word及びExcel(いずれも2003以降のバージョンとする。)を使用すること。

7 業務の体制

- (1) 受託者は本業務の遂行に当たっては責任者及び担当者を置き、委託者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況等を定期的に本市に報告するほか、来庁その他の方法により発注者と打ち合わせを行い、常に相互の緊密な連携を図る中で業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿に取りまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。

8 委託業務の実施方法

本委託業務の実施については、次により行うものとする。

- (1) 受託者は、業務の進捗状況等を定期的に本市に報告するほか、来庁その他の方法により発注者と打ち合わせを行い、常に相互の緊密な連携を図る中で業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本市の有する既存計画を十分に把握し業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、国、県、他市、民間事業者等の動向を十分に把握し、業務に反映させること。

9 個人情報の保護

本業務の履行に当たっては、個人情報の取扱いについて十分に留意すること。受託者は本業務で知り得た情報や業務に係る内容を第三者に漏らしたり、そ

の他の目的に転用してはならない。また、これらは本業務に係る契約が終了した後においても同様とする。

10 その他

- (1) 受託者は本業務で知り得た情報や業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (2) 成果品に係る所有権、使用権は府中市のものとする。
- (3) 本業務により発生した全ての著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利）は、委託料の支払が完了したときをもって府中市に譲渡されるものとする。また、受託者は、著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。